

とする意匠を記載した図面を添付して特許庁長官に提出しなければならない。

一 意匠登録出願人の氏名又は名称及び住所又は居所

二 意匠の創作をした者の氏名及び住所又は居所

三 意匠に係る物品又は意匠に係る建築物若しくは画像の用途

経済産業省令で定める場合は、前項の図面に代えて、意匠登録を受けようとする意匠を現わした写真、ひな形又は見本を提出することができる。この場合は、写真、ひな形又は見本の別を願書に記載しなければならない。

4 第一項第三号の意匠に係る物品若しくは意匠に係る建築物の用途の記載又は願書に添付した図面、写真若しくはひな形によつてはその意匠の属する分野における通常の知識を有する者が願書に記載しなければならない。

5 第一項第三号の意匠に係る物品若しくは色彩、建築物の形状、模様若しくは色彩又は画像がその物品、建築物又は画像の有する機能に基づいて変化する場合において、その変化の前後にわたるその物品の形状等、建築物の形状等又は画像について意匠登録を受けようとするときは、その旨及びその物品、建築物又は画像の当該機能の説明を願書に記載しなければならない。

6 第一項又は第二項の規定により提出する図面、写真又はひな形にその意匠の色彩を付するときは、白色又は黒色のうち一色については、彩色を省略することができる。

7 第一項の規定により提出する図面に意匠を記載し、又は第二項の規定により提出する写真若しくはひな形に意匠を現す場合において、その旨を願書に記載しなければならない。

（意匠一出願）

第七条 意匠登録出願は、経済産業省令で定めるところにより、意匠ごとにしなければならない。

（組物の意匠）

第八条 同時に使用される二以上の物品、建築物又は画像であつて経済産業省令で定めるもの

（以下「組物」という。）を構成する物品、建築物又は画像に係る意匠は、組物全体として統一があるときは、一意匠として出願をし、意匠登録を受けることができる。

第九条 同一又は類似の意匠について異なつた日に二以上の意匠登録出願があつたときは、最先の意匠登録出願人のみがその意匠について意匠登録を受けることができる。（先願）

2 同一又は類似の意匠について同日に二以上の意匠登録出願があつたときは、意匠登録出願人の協議により定めた一の意匠登録出願人のみがその意匠について意匠登録を受けることができる。協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、いずれも、その意匠について意匠登録を受けることができない。

3 意匠登録出願が放棄され、取り下げられ、若しくは却下されたとき、又は意匠登録出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定したときは、その意匠登録出願は、前二項の規定の適用については、初めからなかつたものとみなす。ただし、その意匠登録出願について前項後段の規定に該当することにより拒絶をすべき旨の査定又は審決が確定したときは、この限りでない。

4 特許庁長官は、第二項の場合は、相当の期間を指定して、同項の協議をしてその結果を届け出るべき旨を意匠登録出願人に命じなければならない。

（願書の記載又は図面等の補正と要旨変更）

第五条 第九条の二 願書の記載（第六条第一項第一号及び第二号に掲げる事項並びに同条第二項の規定による記載した事項を除く。第十七条の二第一項及び第二十四条第一項において同じ。）又は願書に添付した図面、写真、ひな形若しくは見本についてした補正がこれらの方を変更する

（以下「組物」という。）を構成する物品、建築物又は画像に係る意匠は、組物全体として統一があるときは、一意匠として出願をし、意匠登録を受けることができる。

第十条 意匠登録出願人は、自己の意匠登録出願に係る意匠又は自己の登録意匠のうちから選択した一の意匠（以下「本意匠」という。）に類似する意匠（以下「関連意匠」という。）について、当該関連意匠の意匠登録出願にあつては、最初の主張を伴う意匠登録出願にあつては、最初の出願若しくは千九百年十二月十四日にプラツセルで、千九百十一年六月一日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にハーベー、一千九百三十四年六月二日にロンドンで、一千九百五十八年十月三十一日にリスボン及び一千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約第四条C（4）の規定により最初の出願とみなされた出願又は同条A（2）の規定により最初の出願と認められた出願の日（以下この項において同じ。）がその本意匠の意匠登録出願の日以後であつて、当該本意匠の意匠登録出願の日から十年を経過する日前である場合に限り、第九条第一項又は第二項の規定にかかるらず、意匠登録を受けることができる。ただし、当該関連意匠の意匠権が第四十四条の登録の際に、その本意匠の意匠権が第四十四条第四項の規定により消滅しているとき、無効にすべき旨の審決が確定しているとき、又は放棄されているときは、この限りでない。

第三条第一項第一号又は第二号に該当するに至つた自己の意匠のうち前項の規定により意匠登録を受けようとする意匠の本意匠と同一又は類似のものは、当該意匠登録を受けようとする意匠についての同条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項第一号又は第二号に該当するに至らなかつたものとみなす。

4 第一項の規定により意匠登録を受ける関連意匠にのみ類似する意匠については、当該関連意匠を本意匠とみなして、同項の規定により意匠登録を受けることができるものとする。当該意匠登録を受けることができるものとされた関連意匠にのみ類似する意匠及び当該関連意匠に連鎖する段階的な関連意匠にのみ類似する意匠についても、同様とする。

5 前項の場合における第一項の規定の適用については、同項中「当該本意匠」とあるのは、「当該関連意匠に係る最初に選択した」の意匠とする。

6 本意匠の意匠権について専用実施権が設定されているときは、その本意匠に係る関連意匠について、当該意匠登録出願が基礎意匠（当該関連意匠に係る最初に選択した一の意匠をいう。以下同じ。）に係る関連意匠（当該基礎意匠の関連意匠及び当該関連意匠に連鎖する段階的な関連意匠をいう。以下同じ。）にそれぞれ該当する旨の意匠について、当該意匠登録出願があつたときは、これらの意匠については、第九条第一項又は第二項の規定は、適用しない。

7 関連意匠の意匠登録出願があつた場合においては、同項中「当該本意匠」とあるのは、「当該関連意匠に係る最初に選択した一の意匠をいう。以下同じ。」に係る関連意匠（当該基礎意匠の関連意匠及び当該関連意匠に連鎖する段階的な関連意匠をいう。以下同じ。）にそれぞれ該当する旨の意匠について、当該意匠登録出願があつたときは、これらの意匠については、第九条第一項又は第二項の規定は、適用しない。

8 前項に規定する場合において、第三条第一項第一号又は第二号に該当するに至つた自己の意匠のうち当該基礎意匠に係る関連意匠（当該関連意匠の意匠登録出願が放棄され、取り下げられ、若しくは却下されたとき、若しくは当該関連意匠の意匠登録出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定したとき、又は当該意匠登録を受けようとする意匠の本意匠と同一又は類似のものは、当該意匠登録を受けようとする意匠についての同条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項第一号又は第二号に該当するに至らなかつたものとみなす。

（意匠登録出願の分割）

第十条の二 意匠登録出願人は、意匠登録出願が審査、審判又は再審に係属している場合に限る。規定期定により同条第三項第四号に掲載されたものに限る。」とす

登録出願と同時に特許庁長官に提出した場合に限り、適用があるものとする。

第十七条の四 特許庁長官は、遠隔又は交通不便の地にある者のため、請求により又は職権で、前条第一項に規定する期間を延長することができる。

2 審判長は、遠隔又は交通不便の地にある者のため、請求により又は職権で、第五十条第一項（第五十七条第一項において準用する場合を含む。）において準用する前条第一項に規定する期間を延長することができる。

（意匠登録の査定）

第十八条 番査官は、意匠登録出願について拒絶の理由を発見しないときは、意匠登録をすべき旨の査定をしなければならない。

（特許法の準用）

第十九条 特許法第四十七条第二項（審査官の資格）、第四十八条（審査官の除斥）、第五十条（拒絶理由の通知）、第五十二条（査定の方式）及び第五十四条（訴訟との関係）の規定は、意匠登録出願の審査に準用する。

第四章 意匠権 第一節 意匠権

（意匠権の設定の登録）

第二十条 意匠権は、設定の登録により発生する。

2 第四十二条第一項の規定による第一年分の登録料の納付があつたときは、意匠権の設定の登録をする。

3 前項の登録があつたときは、次に掲げる事項を意匠公報に掲載しなければならない。

一 意匠権者の氏名又は名称及び住所又は居所

二 意匠登録出願の番号及び年月日

三 登録番号及び設定の登録の年月日

四 願書及び願書に添付した図面、写真、ひな形又は見本の内容

五 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

4 第十四条第一項の規定により秘密にすることを請求した意匠に関する前項第四号に掲げる事項は、同項の規定にかかわらず、第十四条第一項の規定により指定した期間の経過後遅滞なく掲載するものとする。

（存続期間）

第二十一条 意匠権（関連意匠の意匠権を除く。）の存続期間は、意匠登録出願の日から二十五年をもつて終了する。

2 関連意匠の意匠権の存続期間は、その基礎意匠の意匠登録出願の日から二十五年をもつて終了する。

（関連意匠の意匠権の移転）

第二十二条 基礎意匠及びその関連意匠の意匠権は、分離して移転することができない。

2 基礎意匠の意匠権が第四十四条第四項の規定により消滅したとき、又は放棄されたときは、当該基礎意匠に係る関連意匠の意匠権は、分離して移転することができない。

（意匠権の効力）

第二十三条 意匠権者は、業として登録意匠及びこれに類似する意匠の実施をする権利を専有する。

ただし、その意匠権について専用実施権を設定したときは、専用実施権者がその登録意匠及びこれに類似する意匠の実施をする権利を専有する範囲については、この限りでない。

（登録意匠の範囲等）

第二十四条 登録意匠の範囲は、願書の記載及び願書に添附した図面に記載され又は願書に添附した写真、ひな形若しくは見本により現わされた意匠に基いて定めなければならない。

2 登録意匠とそれ以外の意匠が類似であるか否かの判断は、需要者の視覚を通じて起こさせる美感に基づいて行うものとする。

第二十五条 登録意匠及びこれに類似する意匠の範囲については、特許庁に対し、判定を求める

ことができる。

2 特許庁長官は、前項の規定による求があつたときは、三名の審査官を指定して、その判定をさせなければならない。

3 特許法第七十二条第三項及び第四項の規定は、第一項の判定に準用する。

第二十五条の二 特許庁長官は、裁判所から登録意匠及びこれに類似する意匠の範囲について鑑定の嘱託があつたときは、三名の審査官を指定して、その鑑定をさせなければならない。

2 特許法第七十二条第三項の規定により指定した特許法第七十二条の二第二項の規定は、前項の鑑定の嘱託に準用する。

（他人の登録意匠等との関係）

第二十六条 意匠権者、専用実施権者又は通常実施権者は、その登録意匠若しくはこれに類似する意匠、特許権若しくは登録実用新案権

のうち登録意匠に係る部分がその意匠登録出願の日前の出願に係る他の人の登録意匠若しくはこれに類似する意匠、特許権若しくは登録実用新案権を利用するものであるとき、又はその意匠権

の前に生じた他人の著作権と抵触するときは、業としてその登録意匠の実施をすることができない。

（専用実施権）

第二十七条 意匠権者は、その意匠権について専用実施権を設定することができる。ただし、基

礎意匠又は関連意匠の意匠権についての専用実施権は、基礎意匠及び全ての関連意匠の意匠権について、同一の者に対しても同時に設定する場合に限り、設定することができる。

（専用実施権）

第二十九条の二 意匠登録出願に係る意匠を知らぬ第三者が、意匠登録出願に係る意匠を知らぬで自らその意匠若しくはこれに類似する意匠の創作をし、又は意匠登録出願に係る意匠を知らないでその意匠若しくはこれに類似する意匠の創作をした者から知得して、意匠登録出願の第一項（第五十条第一項（第五十七条第一項において準用する場合を含む。）における準用する場合を含む。）の規定により、その意匠登録出願が手続補正書を提出した時にしたものとみなされたときは、もとの意匠登録出願の際又は手續補正書を提出した際、現に日本国内においてその意匠又はこれに類似する意匠の実施である事業をしている者は又はその事業の準備をしている者は、その実施又は準備をしている意匠及び事業の目的の範囲内において、その意匠登録出願に係る意匠権について通常実施権を有する。

（先出願による通常実施権）

第二十九条の二 意匠登録出願に係る意匠を知らぬ第三者が、意匠登録出願に係る意匠を知らぬで自らその意匠若しくはこれに類似する意匠の創作をし、又は意匠登録出願に係る意匠権を有する。

（専用実施権）

第二十九条の二 意匠登録出願に係る意匠を知らぬ第三者が、意匠登録出願に係る意匠を知らぬで自らその意匠若しくはこれに類似する意匠の創作をし、又は意匠登

知らないでその意匠若しくはこれに類似する意匠の創作をした者から知得して、意匠権の設定の登録の際現に日本国内においてその意匠又はこれに類似する意匠の実施である事業をしている者又はその事業の準備をしている者（前条に該当する者を除く。）は、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、その実施又は準備をしている意匠及び事業の目的の範囲内において、その意匠登録出願に係る意匠権について通常実施権を有する。

一 その意匠登録出願の日前に、自らその意匠又はこれに類似する意匠について意匠登録出願をし、当該意匠登録出願に係る意匠の実施である事業をしている者又はその事業の準備をしている者であること。

二 前号の自らした意匠登録出願について、その意匠登録出願に係る意匠が第三条第一項各号の一に該当し、拒絶すべき旨の査定又は審決が確定した者であること。

（意匠権の移転の登録前の実施による通常実施権）

第二十九条の三 第二十六条の二第一項の規定による請求に基づく意匠権の移転の登録の際にその意匠権、その意匠権についての専用実施権又はその意匠権若しくは専用実施権についての通常実施権を有していた者であつて、その意匠権の移転の登録前に、意匠登録が第四十八条第一項第一号に規定する要件に該当すること（その意匠登録が第十五条第一項において準用する特許法第三十八条の規定に違反してされたとき）に限る。又は第四十八条第一項第三号に規定する要件に該当することを知らないで、日本国内において当該意匠又はこれに類似する意匠の実施である事業をしているもの又はその事業の準備をしているものは、その実施又は準備をしている意匠及び事業の目的の範囲内において、その意匠権について通常実施権を有する。

2 当該意匠権者は、前項の規定により通常実施権を有する者から相当の対価を受ける権利を有する。

（無効審判の請求登録前の実施による通常実施権）

業をしているもの又はその事業の準備をしてい るものは、その実施又は準備をしている意匠及び事業の目的の範囲内において、当該意匠権又はその意匠登録を無効にした際現に存する専用実施権について通常実施権を有する。

一 同一又は類似の意匠についての二以上の意匠登録のうち、その一を無効にした場合における原意匠権者

二 意匠登録を無効にして同一又は類似の意匠について正当権利者に意匠登録をした場合における原意匠権者

三 前二号に掲げる場合において、意匠登録無効審判の請求の登録の際現にその無効にした意匠登録に係る意匠権についての専用実施権又はその意匠権若しくは専用実施権についての通常実施権を有する者

当該意匠権者又は専用実施権者は、前項の規定により通常実施権を有する者から相当の対価を受ける権利を有する。

(意匠権等の存続期間満了後の通常実施権)

第三十一条 意匠登録出願の日前又はこれと同日の意匠登録出願に係る意匠権のうち登録意匠に類似する意匠に係る部分がその意匠登録出願に係る意匠権と抵触する場合において、その意匠権の存続期間が満了したときは、その原意匠権者は、原意匠権の範囲内において、当該意匠権又はその意匠権の存続期間の満了の際現に存する専用実施権について通常実施権を有する。

前項の規定は、意匠登録出願の日前又はこれと同日の出願に係る特許権又は実用新案権がその意匠登録出願に係る意匠権と抵触する場合において、その特許権又は実用新案権の存続期間が満了したときに準用する。

第三十二条 意匠登録出願の日前又はこれと同日の意匠登録出願に係る意匠権のうち登録意匠に類似する意匠に係る部分がその意匠登録出願に係る意匠権と抵触する場合において、その意匠権の存続期間が満了したときは、その満了の際現にその存続期間が満了した意匠権についての専用実施権又はその意匠権若しくは専用実施権についての通常実施権又はその意匠権若しくは専用実施権を有する者は、原権利の範囲内において、当該意匠権又はその意匠権の存続期間の満了の際現に存する専用実施権について通常実施権を有する。

において、その特許権又は実用新案権の存続期間が満了したときに準用する。

当該意匠権者又は専用実施権者は、前二項の規定により通常実施権を有する者から相当の対価を受ける権利を有する。

(通常実施権の設定の裁定)

第三十三条 意匠権者又は専用実施権者は、その登録意匠又はこれに類似する意匠が第二十六条に規定する場合に該当するときは、同条の他人に対しその登録意匠又はこれに類似する意匠の実施をするための通常実施権又は特許権若しくは実用新案権についての通常実施権の許諾について協議を求めることができる。

前項の協議を求められた第二十六条の他人は、その協議を求めた意匠権者又は専用実施権者に対し、これらの者がその協議により通常実施権又は特許権若しくは実用新案権についての通常実施権の許諾を受けて実施をしようとする登録意匠又はこれに類似する意匠の範囲内において通常実施権の許諾について協議を求めることができる。

第一項の協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、意匠権者又は専用実施権者は、特許庁長官の裁定を請求することができる。

第二項の協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、意匠権者又は専用実施権者が、特許法第二十六条の他人は、第七項において準用する特許法第八十四条の規定によりその者が答弁書を提出すべき期間として特許庁長官が指定した期間内に限り、特許庁長官の裁定を請求することができる。

特許庁長官は、第三項又は前項の場合において、当該通常実施権を設定することが第二十六条の他人又は意匠権者若しくは専用実施権者の利益を不当に害することとなるときは、当該通常実施権を設定すべき旨の裁定をすることはできない。

特許庁長官は、前項に規定する場合のほか、第四項の場合において、第三項の裁定の請求について通常実施権を設定すべき旨の裁定をしないときは、当該通常実施権を設定すべき旨の裁定をすることはできない。

特許法第八十四条、第八十四条の二、第八十五条第一項及び第八十六条から第九十一条の二まで(裁定の手続等)の規定は、第三項又は第四項の裁定に準用する。

(通常実施権の移転等)

第三十四条 通常実施権は、前条第三項若しくは第四項、特許法第九十二条第三項又は実用新案法第二十二条第三項の裁定による通常実施権を除き、実施の事業とともにする場合、意匠権者（専用実施権についての通常実施権にあつては、意匠権者及び専用実施権者）の承諾を得た場合及び相続その他の一般承継の場合に限り、移転することができる。

2 通常実施権者は、前条第三項若しくは第四項、特許法第九十二条第三項又は実用新案法第二十二条第三項の裁定による通常実施権を除き、意匠権者（専用実施権についての通常実施権にあつては、意匠権者及び専用実施権者の承諾を得た場合に限り、その通常実施権について質権を設定することができる。

3 前条第三項、特許法第九十二条第三項又は実用新案法第二十二条第三項の裁定による通常実施権は、その通常実施権者の当該意匠権、特許権又は実用新案権が実施の事業とともに移転したときはこれらに従つて移転し、その意匠権、特許権又は実用新案権が実施の事業と分離して移転したとき、又は消滅したときは消滅する。

4 前条第四項の裁定による通常実施権は、その通常実施権者の当該意匠権、特許権又は実用新案権に従つて移転し、その意匠権、特許権又は実用新案権が消滅したときは消滅する。

(質権)

第三十五条 意匠権、専用実施権又は通常実施権を目的として質権を設定したときは、質権者は、契約で別段の定をした場合を除き、当該登録意匠又はこれに類似する意匠の実施をすることができない。

2 特許法第九十六条(物上代位)の規定は、意匠権、専用実施権又は通常実施権を目的とする質権に準用する。

3 特許法第九十八条第一項第三号及び第二項(登録の効果)の規定は、意匠権又は専用実施権を目的とする質権に準用する。

(特許法の準用)

第三十六条 特許法第六十九条第一項及び第二項(特許権の効力が及ばない範囲)、第七十三条(共有)、第七十六条(相続人がない場合の特許権の消滅)、第九十七条第一項(放棄)並びに第九十八条第一項第一号及び第二項(登録の効果)の規定は、意匠権に準用する。

いて、意匠権又は専用実施権を侵害した者に故意又は重大な過失がなかったときは、裁判所は、損害の賠償の額を定めるについて、これを参酌することができる。

(過失の推定)
第四十条 他人の意匠権又は専用実施権を侵害した者は、その侵害の行為について過失があつたものと推定する。ただし、第十四条第一項の規定により秘密にすることを請求した意匠に係る意匠権又は専用実施権の侵害については、この限りでない。

(特許法の準用)

第四十一条 特許法第一百四条の二から第一百五十三条まで(損害計算のための鑑定、相当な損害額の認定、秘密保持命令、秘密保持命令の取消し及び訴訟記録の閲覧等の請求の通知等)及び第一百六条(信函回復の措置)の規定は、意匠権又は専用実施権の侵害に準用する。

(登録料)

第三節 登録料

第四十二条 意匠権の設定の登録を受ける者又は意匠権者は、登録料として、第二十一条に規定する存続期間の満了までの各年について、一件ごとに、一万六千九百円を超えない範囲内で政令で定める額を納付しなければならない。

2 前項の規定は、国に属する意匠権には、適用しない。

3 第一項の登録料は、意匠権が国と国以外の者の共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、同項の規定にかかわらず、同項に規定する登録料の金額に国以外の者の持分の割合を乗じて得た額とし、国以外の者がその額を納付しなければならない。

4 前項の規定により算定した登録料の金額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

5 第一項の登録料の納付は、経済産業省令で定めるところにより、特許印紙をもつてしなければならない。ただし、経済産業省令で定める場合には、経済産業省令で定めるところにより、現金をもつて納めることができる。

(登録料の納付期限)

第四十三条 前条第一項の規定による第一年分の登録料は、意匠登録をすべき旨の査定又は審決

の暦本の送達があつた日から三十日以内に納付しなければならない。

2 前条第一項の規定による第二年以後の各年分の登録料は、前年以前に納付しなければならない。

3 特許庁長官は、登録料を納付すべき者の請求により、三十日以内を限り、第一項に規定する期間を延長することができる。

4 登録料を納付する者がその責めに帰することができない理由により第一項に規定する期間が延長後(期間)内にその登録料を納付することができないときは、第一項の規定にかかるわらうず、その理由がなくなつた日から十四日(在外者にあつては、二月)以内でその期間の経過後六月以内にその登録料を納付することができる。

(利害関係人による登録料の納付)

第四十三条の二 利害関係人は、納付すべき者の意に反しても、登録料を納付することができ

る。

2 前項の規定により登録料を納付した利害関係人は、納付すべき者が現に利益を受ける限度においてその費用の償還を請求することができ

(登録料の追納)

第四十四条 意匠権者は、第四十三条第二項に規定する期間内に登録料を納付することができないときは、その期間が経過した後であつても、その期間の経過後六月以内にその登録料を追納することができる。

2 前項の規定により登録料を追納する意匠権者は、第四十二条第一項の規定により納付すべき登録料のほか、その登録料と同額の割増登録料を納付しなければならない。ただし、当該意匠権者がその責めに帰することができない理由により第四十三条第二項に規定する期間内にその登録料を納付することができないときは、その

期間の満了までの各年について、一件ごとに、一万六千九百円を超えない範囲内で政令で定める額を納付しなければならない。

2 前項の規定は、国に属する意匠権には、適用しない。

3 第一項の登録料は、意匠権が国と国以外の者の共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、同項の規定にかかわらず、同項に規定する登録料の金額に国以外の者の持分の割合を乗じて得た額とし、国以外の者がその額を納付しなければならない。

4 前項の規定により算定した登録料の金額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

5 第一項の登録料の納付は、経済産業省令で定めるところにより、特許印紙をもつてしなければならない。ただし、経済産業省令で定める場合には、経済産業省令で定めるところにより、現金をもつて納めができる。

ないときは、その意匠権は、第四十三条第二項に規定する期間の経過の時に遡つて消滅したものとみなす。

(登録料の追納による意匠権の回復)

第四十四条の二 前条第四項の規定により消滅したものとみなされた意匠権の原意匠権者は、同項に規定する登録料及び割増登録料を納付することができるようになつた日から二月以内で同条第一項の規定により登録料を追納することができる期間の経過後一年以内に限り、経済産業省令で定めるところにより、その登録料及び割増登録料を追納することができる。ただし、故意に同項の規定により登録料を追納することができる期間内にその登録料及び割増登録料を納付しなかつたと認められる場合は、この限りでない。

2 前項の規定による登録料及び割増登録料の追納があつたときは、その意匠権は、第四十三条第二項に規定する期間の経過の時にさかのぼつて存続していたものとみなす。

(回復した意匠権の効力の制限)

第四十四条の三 前条第二項の規定により意匠権が回復したときは、その意匠権の効力は、第四十四条第一項の規定により登録料を追納することができる期間の経過後意匠権の回復の登録前に、輸入をし、若しくは日本国内において製造若しくは取得をした当該登録意匠若しくはこれに類似する意匠に係る物品若しくは画像記録媒体等、日本国内において建築若しくは取得をして当該登録意匠若しくはこれに類似する意匠に係る建物又は日本国内において作成若しくは取得をした当該登録意匠若しくはこれに類似する意匠に係る画像には、及ばない。

2 前項の規定により登録料を追納する意匠権者は、第四十二条第一項の規定により納付すべき登録料のほか、その登録料と同額の割増登録料を納付しなければならない。ただし、当該意匠権者がその責めに帰することができない理由により第四十三条第二項に規定する期間内にその登録料を追納することができないときは、その

期間の満了までの各年について、一件ごとに、一万六千九百円を超えない範囲内で政令で定める額を納付しなければならない。

2 前項の規定は、国に属する意匠権には、適用しない。

3 第一項の登録料は、意匠権が国と国以外の者の共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、同項の規定にかかわらず、同項に規定する登録料の金額に国以外の者の持分の割合を乗じて得た額とし、国以外の者がその額を納付しなければならない。

4 前項の規定により算定した登録料の金額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

5 第一項の登録料の納付は、経済産業省令で定めるところにより、特許印紙をもつてしなければならない。ただし、経済産業省令で定める場合には、経済産業省令で定めるところにより、現金をもつて納めができる。

口 当該製造に用いるプログラム等の作成又は電気通信回線を通じた提供若しくはその申出をした行為

三 当該登録意匠又はこれに類似する意匠に係る建築物の建築に用いる物品又はプログラム等若しくはプログラム等記録媒体等について行つた次のいずれかに該当する行為

イ 当該建築に用いる物品又はプログラム等記録媒体等の製造、譲渡、貸渡し若しくは輸入又は譲渡若しくは貸渡しの申出をした行為

ロ 当該登録意匠又はこれに類似する意匠に係る画像の作成に用いる物品若しくは画像若しくは一般画像記録媒体等又はプログラム等記録媒体等について行つた次のいずれかに該当する行為

メ 当該作成に用いる物品若しくは一般画像記録媒体等又はプログラム等記録媒体等について行つた次のいずれかに該当する行為

ロ 当該作成に用いる画像又はプログラム等の作成又は電気通信回線を通じた提供若しくは貸渡しの申出をした行為

ロ 当該作成に用いる画像又はプログラム等の作成又は電気通信回線を通じた提供若しくは貸渡しの申出をした行為

ロ 当該登録意匠若しくはこれに類似する意匠に係る画像を電気通信回線を通じた提供のために保有した行為又は当該登録意匠若しくはこれに類似する意匠に係る画像記録媒体等を譲渡、貸渡し若しくは輸出のために所持した行為

七 当該登録意匠若しくはこれに類似する意匠に係る画像を電気通信回線を通じた提供のために保有した行為又は当該登録意匠若しくはこれに類似する意匠に係る画像記録媒体等を譲渡、貸渡し若しくは輸出のために所持した行為

(特許法の準用)

第四十五条 特許法第一百十一条第一項(第三号を除く)から第三項まで(既納の特許料の返還)の規定は、登録料に準用する。

イ 当該製造に用いる物品又はプログラム等記録媒体等の製造、譲渡、貸渡し若しくは輸入又は譲渡若しくは貸渡しの申出をした行為

六 (拒絶査定不服審判)
第四十六条 拒絶をすべき旨の査定を受けた者は、その査定に不服があるときは、その査定の

前に生じた事項にも適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

3 この法律の施行の際現に係属している訴訟については、当該訴訟を提起することができない旨を定めるこの法律による改正後の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

4 この法律の施行の際現に係属している訴訟の管轄については、当該管轄を専属管轄とする旨のこの法律による改正後の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

5 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の規定による出訴期間がより短い場合に限る。

6 この法律の施行前にされた処分又は裁決に関する当事者訴訟で、この法律による改正により出訴期間が定められることとなつたものについての出訴期間は、この法律の施行の日から起算する。

7 この法律の施行の際現に係属している処分又は裁決の取消しの訴えについては、当該法律關係の当事者の一方を被告とする旨のこの法律による改正後の規定にかかるわらず、なお従前の例による。ただし、裁判所は、原告の申立てにより、決定をもつて、当該訴訟を当事者訴訟に変更することを許すことができる。

8 前項ただし書の場合には、行政事件訴訟法第十八条後段及び第二十一条第二項から第五項までの規定を準用する。

附 則（昭和三七年九月一五日法律第一六一号）抄

1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政手続の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政手続の不作為その他のこの法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

3 この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（以下「訴願等」という。）については、この法律の施

行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」という。）又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。

4 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる处分に係るものは、同法による審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることはできない。

5 第三項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることはできない。

6 この法律の施行前にされた行政庁の処分で、この法律による改正前の規定により訴願等をすることができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていなかつたものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

7 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

8 9 前八項に定めるもののほか、この法律の施行に関する期間は、この法律の施行の日から起算する。

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

この法律は、公布の日から起算して九月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和四五年五月二二日法律第九号）抄
(施行期日)
(改正前の特許法の適用)

第一条 この法律は、昭和四十六年一月一日から施行する。

第二条 この法律の施行の際現に特許庁に係属している特許出願については、別段の定めがある場合を除き、その特許出願について査定又は審決が確定するまでは、なお従前の例による。

(特許料)

第三条 この法律の施行前にすでに納付し、又は納付すべきであつた特許料については、改正後の特許法（以下「新特許法」という。）第一百七条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(特許出願の手数料)

第五条 新特許法第百九十五条第一項の規定は、この法律の施行後に納付すべき手数料について

七条第一項の改正規定、第二十条中実用新案法第三十一条第一項の改正規定、第二十一項中意匠法第四十二条第一項及び第二項の改正規定、第二十二条中商標法第四十条第一項及び第二項の改正規定、第二十八条中通訳案内業法第五条第二項の改正規定、第二十九条及び第三十条の規定は、昭和五十三年五月一日から施行する。

（経過措置）

2 次に掲げる受験手数料等については、なお従前の例による。

一から四まで 略

五 意匠法第四十二条第一項及び第二項の改正規定の施行前に納付した登録料

附 則（昭和五六年五月一九日法律第三〇号）抄

（施行期日）

（施行期日）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中不動産の鑑定評価に関する法律第十一項の改正規定、第二条、第五条及び第六条の規定、第十九条中特許法第七百七条第一項の改正規定、第二十条中実用新案法第三十一條第一項の改正規定、第二十一項中意匠法第十二条第一項及び第二項の改正規定、第二十二条中商標法第四十条第一項及び第二項の改正規定、第二十九条中通訳案内業法第五条第二項の改正規定並びに第三十条の規定は、昭和五十六年六月一日から施行する。

（経過措置）

2 次に掲げる受験手数料等については、なお従前の例による。

一から四まで 略

五 意匠法第四十二条第一項及び第二項の改正規定の施行前に納付した登録料

附 則（昭和五九年五月一日法律第二三〇号）抄

（施行期日）

<p>（経過措置）</p> <p>次に掲げる受験手数料等については、なお従前の例による。</p> <p>一から三まで 略</p> <p>四 意匠法第四十二条第一項及び第二項の改正規定の施行前に納付した登録料</p> <p>附 則 (昭和五十九年五月一日法律第二四号) 抄</p>	<p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、昭和五十九年七月一日から施行する。</p> <p>(特許印紙による納付の開始に伴う経過措置)</p> <p>第八条 附則第三条から前条までの規定による改正規定、実用新案法、意匠法、商標法又は特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律の規定にかかわらず、この法律の施行の日から二週間に内に特許料、割増特許料、手数料、登録料又は割増登録料を納付するときは、収入印紙又は特許印紙をもつてすることができる。</p> <p>附 則 (昭和六〇年五月二八日法律第四二号) 抄</p>

<p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>(政令への委任)</p> <p>第五条 前三条に定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。</p> <p>附 則 (昭和六一年五月二五日法律第二二号) 抄</p>	<p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>第四条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>(政令への委任)</p> <p>第五条 前三条に定めるものほか、この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>(政令への委任)</p> <p>第六条 附則第一条に定める日前に既に納付した登録料については、第五条の規定による改正後の意匠法第四十二条第一項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。</p> <p>二 附則第一条ただし書第一号に定める日前に既に納付した登録料については、第五条の規定による改正後の意匠法第四十二条第一項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。</p> <p>三 第一条、第三条、第五条の規定中意匠法第十五条第一項に後段を加える改正規定、同法第四十二条第一項及び第二項の改正規定、同法第四十九条の改正規定並びに同法別表の改正規定、第六条の規定による改正後の意匠法第四十二条第一項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。</p> <p>四 意匠法第四十九条の規定は、同日以後も、なおその効力を有する。</p> <p>五 第一条の規定による改正前の意匠法第四十九条の規定は、同日以後も、なお従前の例による。</p> <p>第六条 附則第一条ただし書に規定する日前に既に納付した登録料については、第四条の規定による改正後の意匠法第四十二条第一項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。</p> <p>附 則 (昭和六一年五月二五日法律第二二号) 抄</p>
---	---

<p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日前において電子情報処理組織を整備する場合の手続その他この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。</p> <p>附 則 (平成五年四月二三日法律第二六号) 抄</p>	<p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日前において電子情報処理組織を整備する場合の手續その他この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。</p> <p>附 則 (平成五年四月二三日法律第二六号) 抄</p>
--	--

<p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日前に既に納付した登録料については、第五条の規定による改正後の意匠法第四十二条第一項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。</p> <p>二 附則第一条ただし書に規定する日前に既に納付した登録料については、第五条の規定による改正後の意匠法第四十二条第一項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。</p> <p>三 第一条、第三条、第五条の規定中意匠法第十五条第一項に後段を加える改正規定、同法第四十二条第一項及び第二項の改正規定、同法第四十九条の改正規定並びに同法別表の改正規定、第六条の規定による改正後の意匠法第四十二条第一項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。</p> <p>四 意匠法第四十九条の規定は、同日以後も、なおその効力を有する。</p> <p>五 第一条の規定による改正前の意匠法第四十九条の規定は、同日以後も、なお従前の例による。</p> <p>第六条 附則第一条ただし書に規定する日前に既に納付した登録料については、第四条の規定による改正後の意匠法第四十二条第一項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。</p> <p>附 則 (平成五年四月二三日法律第二六号) 抄</p>	<p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、行政手続法(平成五年法律第八十九条及び前条に定めるものほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める)の施行の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成五年一月一二日法律第八九号) 抄</p>
--	--

附 則 (平成一一年五月一四日法律第四
三号) 抄
(施行期日)
第一條 この法律は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号。以下「情報公開法」という。)の施行の日から施行する。

附 則 (平成一一年二月二二日法律第
一六〇号) 抄
(施行期日)
第一條 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、
二 第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十二条、
三 第千三百四十四条の規定
附 則 (平成一一年二月二二日法律第
二二〇号) 抄
(施行期日)
第一條 この法律(第一条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。
(政令への委任)
第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。
附 則 (平成一一年五月一九日法律第七
一号) 抄
(施行期日)
第一條 この法律は、公布の日から施行する。
附 則 (平成一四年四月一七日法律第二
四号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(罰則の適用に関する経過措置)
第七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)
第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

第一条 この法律は、平成十六年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十八条の規定 公布の日

二 第一条中特許法第七条、第九十五条並びに別表第一号から第四号まで及び第六号の改正規定、第二条中実用新案法第三十一条及び第五十四条の改正規定、第三条中意匠法第四十二条及び第六十七条の改正規定、第四条中商標法第四十条、第四十一条の二、第六十五条の七及び第七十六条の改正規定、第五条中特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律第十八条の改正規定、第六条中工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第四十五条の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）並びに第七条及び第八条の規定並びに附則第二条第二項から第六項まで、第三条第二項及び第三項、第四条第一項、第五条第一項、第七条から第十三条まで、第十六条並びに第十九条の規定 平成十六年四月一日

（意匠法の改正に伴う経過措置）

第四条 一部施行日前にした意匠登録出願（一部施行日以後にする意匠登録出願であつて、意匠法第十条の二第二項（同法第十三条第五項において準用する場合を含む。）又は同法第十七条の三第一項の規定により一部施行日前にしたものとみなされるもの（以下「一部施行前の意匠登録出願の分割等による意匠登録出願」という。）を除く。）に係る登録料の納付についての第三条の規定による改正後の意匠法（以下この条において「新意匠法」という。）第四十二条の第二項及び第三項の規定並びに手数料の納付についての新意匠法第六十七条第三項及び第四項の規定の適用については、これららの規定中「国」とあるのは、「国等（特許法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第四十七号）第三条の規定による改正前の意匠法第四十二条の第四項に規定する国等をいう。）」とする。

二 この法律の施行前に請求された審判又は再審についての審判又は再審について審決が確定するまでは、なお従前の例による。

三 この法律の施行前に請求された審判の確定した審決に対する再審については、なお従前の例による。（罰則の適用に関する経過措置）

「新商標法」という。において準用する場合を含む。) 第二条 新特許法第六百六十八条第五項及び第六項の規定(新特許法、新意匠法及び新商標法において準用する場合を含む。) 附則 五号抄 (平成一七年六月一九日法律第七号) 附則(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第一条中意匠法第四条の改正規定及び第四条中商標法第七条の改正規定並びに次条第二項の規定(公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日)
二 第一条中意匠法第二条第三項、第三十八条、第四十四条の三及び第五十五条の改正規定、第六十九条の見出しを削る改正規定、同条の前に見出しを付する改正規定、同条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定並びに第七十四条の改正規定、第二条中特許法第二条、第一百一条、第一百十二条の三及び第一百七十五条の改正規定、第一百九十六条の見出しを削る改正規定、同条の前に見出しを付する改正規定、同条の次に一条を加える改正規定並びに第八十二条の改正規定並びに第五条の改正規定、第七十八条の見出しを削る改正規定、同条の前に見出しを付する改正規定、同条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定並びに第十六条の規定、第一項、第三十七条及び第六十七条の改正規定並びに第五条の改正規定並びに次条第三項並びに附則第三条第二項、第四条、第五条第二項、第九条、第十二项、第十三条及び第十六条の規定 平成十九年一月十三日

(意匠法の改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の意匠法(以下「新意匠法」という。)第二条第二項、第三条の二、第十一条、第十四条、第十七条、第二十一条、第四十二条及び第四十八条の規定は、この法律の施行後に対する意匠登録出願について適用し、この法律の施行前にした意匠登録出願については、なお従前の例による。

2 新意匠法第四条の規定は、前条第一号に定める日以後に意匠登録出願について適用し、同号に定める日前にした意匠登録出願については、なお従前の例による。

3 新意匠法第二条第三項、第三十八条、第四十条の三及び第五十五条の規定は、前条第二号に定める日(以下「一部施行日」という。)以後に定めた行為について適用し、一部施行日前にした行為については、なお従前の例による。(罰則の適用に関する経過措置)

第十一條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十四条 附則第二条から第十一条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二〇年四月一八日法律第一号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第六条の規定

二 略
(意匠法の改正に伴う経過措置)

三 第一条中特許法第二十七条第一項第一号及び第九十八条第一項第一号の改正規定、第二条中実用新案法第四十九条第一項第二号の改正規定、第三条中意匠法第六十一条第一項第一号の改正規定並びに第四条中商標法第六十八条の二十七第一項及び第二項の改正規定

平成二十年九月三十日

(意匠法の改正に伴う経過措置)

第四条 第三条の規定による改正後の意匠法(以下「新意匠法」という。)第十三条第一項ただし書の規定は、この法律の施行の日以後に拒絶すべき旨の最初の査定の謄本が送達される特許出願について適用し、この法律の施行の日前に拒絶すべき旨の最初の査定の謄本の送達が

あつた特許出願については、なお従前の例による。

2 新意匠法第十七条の二第三項、第十七条の三第一項及び第四十七条第一項の規定は、この法律の施行の日以後に意匠法第十七条の二第一項の規定による却下の決定(以下この項において「補正却下決定」という。)の謄本が送達される場合について適用し、この法律の施行の日前に補正却下決定の謄本の送達があつた場合については、なお従前の例による。

3 新意匠法第四十六条第一項の規定は、この法律の施行の日以後に謄本が送達される拒絶をするべき旨の査定に対する拒絶査定不服審判の請求について適用し、この法律の施行の日前に謄本の送達があつた拒絶をすべき旨の査定に対する拒絶査定不服審判の請求については、なお従前の例による。

第十一條 附則第一条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二三年六月八日法律第六三号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二 附則第六条の規定

(意匠法の一部改正に伴う経過措置)

三 第三条の規定による改正後の意匠法(以下「新意匠法」という。)第四条第一項、第九条、第十七条及び第二十六条の二、新意匠法第四十一条において準用する新特許法第四十八条の規定

平成二十三年六月八日

(意匠法の改正に伴う経過措置)

三 第三条の規定による改正後の意匠法(以下「新意匠法」という。)第四条第一項、第九条及び第二十六条の二、新意匠法第四十一条において準用する新特許法第四十八条の規定

平成二十三年六月八日

(意匠法の改正に伴う経過措置)

三 第三条の規定による改正後の意匠法(以下「新意匠法」という。)第四条第一項、第九条及び第二十六条の二、新意匠法第四十一条において準用する新特許法第四十八条の規定

平成二十三年六月八日

(意匠法の改正に伴う経過措置)

三 第三条の規定による改正後の意匠法(以下「新意匠法」という。)第四条第一項、第九条及び第二十六条の二、新意匠法第四十一条において準用する新特許法第四十八条の規定

平成二十三年六月八日

(意匠法の改正に伴う経過措置)

三 第三条の規定による改正後の意匠法(以下「新意匠法」という。)第四条第一項、第九条及び第二十六条の二、新意匠法第四十一条において準用する新特許法第四十八条の規定

平成二十三年六月八日

4 この法律の施行の日前に通常実施権の移転、変更、消滅若しくは処分の制限又は通常実施権を目的とする質権の設定、移転、変更、消滅若しくは処分の制限に係る第三条の規定による改正前の意匠法(以下「旧意匠法」という。)第二十八条第三項又は第三十五条第四項において準用する旧特許法第九十九条第三項の登録がされた場合における当該登録の第三者に対する効力については、なお従前の例による。

5 新意匠法第三十二条第一項(同条第二項における准用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行の際現に存する意匠権又はその専用実施権についての通常実施権にも適用する。

6 新意匠法第四十一条において準用する新特許法第四十四条の四の規定は、この法律の施行の日以後に提起された再審の訴え(裁判所法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第二百二十号)第六条の規定による改正後の意匠法第四十一条において準用する平成十六年改正特許法第一百四十四条の三第一項の規定が適用される訴訟事件に係るものに限る。)における主張について適用する。

7 この法律の施行の日前に既に納付した登録料又は同日前に納付すべきであった登録料については、新意匠法第四十二条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

8 新意匠法第四十四条の二第一項の規定は、この法律の施行の日以後に新意匠法第四十四条第一項の規定により消滅したものとみなされた意匠権について適用し、この法律の施行の日前に旧意匠法第四十四条第四項の規定により消滅したものとみなされた意匠権については、なお従前の例による。

9 新意匠法第五十二条において準用する新特許法第一百六十七条の規定は、この法律の施行の日以後に確定審決の登録があつた審判と同一の事実及び同一の証拠に基づく審判については、なお従前の例による。

10 新意匠法第五十三条において準用する新特許法第二号の改正規定、意匠の国際登録に関するハーゲ協定のジュネーブ改正協定が日本国について効力を生ずる日の前における特許出願について登録した仮通常実施権を有する者がある場合には、当該特許出願に基づく新意匠法第十三条第一項の規定による出願の変更に係る承諾については、同条第五項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

11 新意匠法第十五条第一項において準用する新特許法第四十三条第六項(新意匠法第十五条第一項において読み替えて準用する新特許法第四十三条第三項において準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行前に旧意匠法第十五条第一項において読み替えて準用する旧特許法第四十三条第二項(旧意匠法第十五条第一項において準用する旧特許法第四十三条の二

号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から四まで 略

五 附則第六十二条の規定 不正競争防止法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第六十二号)同条及び附則第六十三条において「不正競争防止法一部改正法」という。)の公布の日又は施行日のいずれか遅い日

六 附 則 (平成二六年五月一四日法律第三号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 附則第九条の規定 公布の日

三 第三条中意匠法目次の改正規定、同法第二十六条の二第二三項の改正規定、同法第六十条の三を同法第六十条の二十四とする改正規定

四 第二条、第四条第一項、第五条第一項、第六条及び第七十五条の改正規定並びに附則第十条及び第十一条の規定並びに附則第十二条の中工業所有権に関する手続等の特例に関する規定

二

略

三

四

五

六

七

八

九

一

二

三

四

五

六

七

八

九

一

二

三

四

五

六

七

八

九

一

二

三

四

五

六

七

八

九

一

二

三

四

五

六

七

八

九

一

二

三

四

五

六

七

八

九

一

二

三

四

五

六

七

八

九

一

二

三

四

五

六

七

八

九

一

二

三

四

五

六

七

八

九

一

二

三

四

五

六

七

八

九

一

二

三

四

五

六

七

八

九

一

二

三

四

五

六

七

八

九

一

二

三

四

五

六

七

八

九

一

二

三

四

五

六

七

八

九

一

二

三

四

五

六

七

八

九

一

二

三

四

五

六

七

八

九

一

二

三

四

五

六

七

八

九

一

二

三

四

五

六

七

八

九

一

二

三

四

五

六

七

八

九

一

二

三

四

五

六

七

八

九

一

二

三

四

五

六

七

八

九

一

第三項において準用する場合を含む。以下この項目において同じ。)に規定する期間内に旧意匠法第十五条第一項において読み替えて準用する旧特許法第四十三条第二項に規定する書類の提出がなかつた場合には、適用しない。

新意匠法第四十三条第四項の規定は、この法律の施行前に旧意匠法第四十三条第一項に規定する期間内に登録料の納付がなかつた場合については、適用しない。

新意匠法第四十五条において準用する新特許法第一百十一条第三項の規定は、この法律の施行前に旧意匠法第四十五条において準用する旧特許法第一百十一条第二項に規定する期間内に旧意匠法第四十五条において準用する旧特許法第一百十一条第八項に規定する期間内に同条第七項の規定による手数料の返還の請求がなかつた場合については、適用しない。

新意匠法第六十七条第九項の規定は、この法律の施行前に旧意匠法第六十七条第八項に規定する期間内に同条第七項の規定による手数料の返還の請求がなかつた場合については、適用しない。

(罰則に関する経過措置)

第八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)

第九条 附則第一条から前条まで及び附則第十九条に定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二六年六月一三日法律第六九号) 抄
(施行期日)
(経過措置の原則)

第五条 行政府の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政府の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政府の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

(訴訟に関する経過措置)

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政府の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴え提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立て提起しないでこの法律の施行前にこれを提起する

(施行期日) 三号) 抄 平成三十一年五月三十日法律第三百四十九号

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十八条及び第三十四条の規定の日

二 第三条中特許法第三十条第一項及び第二項の改正規定、第四条中意匠法第四条第一項及び第二項の改正規定並びに第五条中商標法第十一条第一項の改正規定並びに附則第十条、第十二条、第十四条、第十六条及び第三十三条の規定の規定の公布の日から起算して十日を経過した日

三 及び四 略

五 第四条中意匠法第十五条第一項及び第六十条の十の改正規定並びに附則第十三条の規定の公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

(意匠の新規性喪失の例外期間の延長に関する経過措置)

第十二条 意匠法第三条第一項第一号又は第二号のいずれかに該当するに至った日が、第二号施行日の六月前のある意匠については、第四条の規定(附則第一条第二号に掲げる改正規定に限る。)による改正後の意匠法第四条第一項及び第二項の規定にかかるらず、なお従前の例による。

(電磁的方法によるパリ条約に基づく優先権主張の手続に関する経過措置)

第十三条 第四条の規定(附則第一条第五号に掲げる改正規定に限る。)による改正後の意匠法第十五条第一項及び第六十条の十の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に於ける意匠登録出願について適用し、同日前にした意匠登録出願については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第十七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(政令への委任)

第十八条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (令和元年五月一七日法律第三百四十九号)

第一条 (施行期日) この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 略

三 第一条中特許法第六十五条第六項の改正規定、**同法第一百五条第四項の改正規定**、**同法第一百五条の二を同法第一百五条の二の十一として**、**同法第一百五条の次に十条を加える改正規定**、**同法第一百五条の四第一項第一号の改正規定**、**同法第一百六十九条第六項の改正規定**、**同法第二百条の見出しを削り、同条の前に見出しを添付する改正規定及び同法第二百条の二を同法第二百条の三とし、同法第二百条の次に一条を加える改正規定**、**第二条中実用新案法第三十条の改正規定**、**第三条中意匠法第四十一条の改正規定及び同法第六十条の十二第二項の改正規定並びに同法第六十条の十一第一項の改正規定**、**第五項の改正規定及び同法第三十九条の改正規定並びに附則第五条の規定**、**公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日**

四 第三条中意匠法第七条の改正規定、同法第十一条第一項の改正規定（**第四十三条第一項**の下に、「**第四十三条の二第一項**」を加える部分に限る）、**同法第十条の二第二項**ただし書及び**第三项の改正規定**、**同法第十五条规定の改正規定**、**同法第六十条の十の改正規定**、**同法第六十八条第一項の改正規定並びに同法第六十八条第一項の改正規定並びに同法別表の改正規定並びに次条第二項から第五項までの規定**、**公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日**

(意匠法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第三条の規定（前条第三号及び第四号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の意匠法第二条第一項、第三条第二項、第五条第二号及び第三号、第六条第一項第三号、第三項、第十四条及び第七項、第八条、第八条の二、第十六条、第十七条第一号、第二十二条、第四十二条、第一项第二号、第四十八条第一項第一号、第六条第三项、第六十条の八並びに第六十条の二十一第二項の規定は、この法律の施行の日（以下この項及び次条において「施行日」という。）以後に於ける意匠登録出願について適用しう。)

する意匠権の放棄に係る登録の申請について適用し、施行日前にした意匠権の放棄に係る登録の申請については、なお従前の例による。

4 第三条の規定（附則第一条第三号に掲げる正規定に限る。）による改正後の意匠法（以下この条において「第三号改正後意匠法」という。）第四十四条第二項ただし書の規定は、第三号施行日前に意匠法第四十三条第二項に規定する期間を経過した場合であつて、その期間内に登録料の納付がなかつたときについては、適用しない。

5 第五号改正後意匠法第四十四条の二第一項の規定は、第五号施行日以後に第三号改正後意匠法第四十四条第四項の規定により消滅したものとみなされる意匠権について適用し、第五号施行日前に第三条の規定（附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の意匠法第四十四条第四項又は第三号改正後意匠法第四十四条第四項の規定により消滅したものとみなされた意匠権については、なお従前の例による。（罰則に関する経過措置）

6 第三号改正後意匠法第六十条の七第二項の規定は、第三号施行日以降にその国際登録に関するハーフ協定のジュネーブ改正協定第一条（*vi*）に規定する国際出願（以下この項目において「国際出願」という。）について適用し、第三号施行日前にした国際出願については、なお従前の例による。

（検討）

第七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

第九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和四年五月二十五日法律第四八号）抄

（施行期日）この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定（公布の日）

二 第五百九条（令和五年六月一四日法律第五二号）抄（施行期日）

（施行期日）この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

三 第五百九条（令和五年六月一四日法律第五二号）抄（施行期日）

（施行期日）この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

四 第五百九条（令和五年六月一四日法律第五二号）抄（施行期日）

（施行期日）この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

五 第五百九条（令和五年六月一四日法律第五二号）抄（施行期日）

（施行期日）この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

六 第五百九条（令和五年六月一四日法律第五二号）抄（施行期日）

（施行期日）この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

七 第五百九条（令和五年六月一四日法律第五二号）抄（施行期日）

（施行期日）この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

八 第五百九条（令和五年六月一四日法律第五二号）抄（施行期日）

（施行期日）この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

九 第五百九条（令和五年六月一四日法律第五二号）抄（施行期日）

（施行期日）この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

十 第五百九条（令和五年六月一四日法律第五二号）抄（施行期日）

（施行期日）この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

十一 第五百九条（令和五年六月一四日法律第五二号）抄（施行期日）

（施行期日）この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

十二 第五百九条（令和五年六月一四日法律第五二号）抄（施行期日）

（施行期日）この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

十三 第五百九条（令和五年六月一四日法律第五二号）抄（施行期日）

（施行期日）この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第十三条第一項の改正規定、同法第六十八条の二に一項を加える改正規定、同法第六十八条の三第一項の改正規定、同法第六十八条第六十九条第一項において準用する一件につ

特許法第五条第三項の規定による期き七千二百円

間の延長（第十九条において準用す百円

る同法第五十条の規定により指定された期間に係るものに限る。）を請求する者

八 裁定の取消しを請求する者

九 審判又は再審を請求する者

十 審判又は再審への参加を申請する者

十一 審判又は再審への参加を申請する者

十二 審判又は再審への参加を申請する者

十三 審判又は再審への参加を申請する者

十四 審判又は再審への参加を申請する者

十五 審判又は再審への参加を申請する者

十六 審判又は再審への参加を申請する者

十七 審判又は再審への参加を申請する者

十八 審判又は再審への参加を申請する者

十九 審判又は再審への参加を申請する者

二十 審判又は再審への参加を申請する者

二十一 審判又は再審への参加を申請する者

二十二 審判又は再審への参加を申請する者

二十三 審判又は再審への参加を申請する者

二十四 審判又は再審への参加を申請する者

二十五 審判又は再審への参加を申請する者

二十六 審判又は再審への参加を申請する者

二十七 審判又は再審への参加を申請する者

二十八 審判又は再審への参加を申請する者

二十九 審判又は再審への参加を申請する者

三十 審判又は再審への参加を申請する者

三十一 審判又は再審への参加を申請する者

れた期間に係るものと除く。）を請求する者

求する者

求する者